

## 災害時における下水道施設の高圧洗浄・汚泥吸引・汚泥処理等に関する協定書

石狩市下水道事業（以下「甲」という。）と下水道施設維持管理業務委託業者（以下「乙」という。）は、地震及び水害による下水道災害（以下「災害」という。）の発生時における石狩市が保有する下水道施設（以下「下水道施設」という。）の高圧洗浄・汚泥吸引・汚泥処理等（以下「清掃等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

**第1条** この協定は、災害の発生時において下水道施設の流下機能を早期に回復するため、甲の要請により、乙が甲に協力して実施する下水道施設の清掃等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援要請）

**第2条** 甲は、災害の発生時において実施する下水道施設の清掃等に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対し清掃等の応援を要請することができる。

（要請手続）

**第3条** 前条に定める要請は、甲が乙に対し、文書により行うものとし、次の各号に掲げる事項を伝達するものとする。

ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段または口頭により行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

- 1) 災害の状況
- 2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- 3) 必要とする職員の職種別人員
- 4) 災害発生場所及び活動内容
- 5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援）

**第4条** 乙は、前条の規定により応援の要請を受けたときは、速やかに清掃等を行うための体制を確立のうえ、必要な人員、機材等を出動させ、甲が行う清掃等に協力するものとする。

**2** 前項の規定により出動した乙の従業員は、甲の職員の指示に従い清掃等に従事するものとする。

（費用負担）

**第5条** 乙が、この協定に基づく協力のために要した費用については、甲が定める基準により積算した額に基づき、甲が負担するものとする。

（労災補償）

**第6条** 第4条の規定による清掃等に従事することにより、乙の従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の従業員の労災保険により補償するものとする。

（連絡責任者）

**第7条** 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、各々連絡責任者を定めるものとする。

**2** 前項に規定する連絡責任者が変更になった場合には、速やかに連絡するものとする。

（協議）

**第8条** この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目事項については、甲乙両者が協議して定めるものとする。

**2** 前項による協議の決定は、当事者全員の総意によるものとする。

（実施期日）

**第9条** この協定は、協定締結の日から実施する。

なお、この協定の期間は、協定締結の日から平成30年3月31日とし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

以上、この協定の成立を証するため、本書を当事者数分作成し、各当事者が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年3月1日

甲 石狩市下水道事業

石狩市長 田岡克介

(代表企業)

乙 株式会社クリーンアップ

代表取締役 山谷義治

株式会社北海道グリーンメンテナンス

代表取締役 大野宇樹

協業組合 公清企業

代表理事 原田利明

東洋ロードメンテナンス株式会社

代表取締役 渡辺新治

北海道ロードメンテナンス株式会社

代表取締役 大野末治

株式会社管研

代表取締役 赤石多久見

大善建設株式会社

代表取締役 星昇

株式会社東部清掃

代表取締役 石丸善雄